

# 腎臓機能障がい者通院交通費補助金が申請できます

次の①～⑥のいずれにも該当する方は、補助金の申請ができます。

令和5年度前期は、10月13日（金）、後期は、令和6年3月8日（金）が申請期限です。

- ① 北海道の区域内に居住し、腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ② 腎臓の機能障害を更生するため、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている方。
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費等、他の法令等による通院交通費相当分の給付を受けていない方。
- ④ 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月1日JR北海道公告第4号）による鉄道の旅客運賃割引を受けていない方。
- ⑤ 前年の所得が、次の額を超えていない方。

【本人所得の場合】

（単位：円）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	5,504,000

上記の金額に、次の額を加算した額

- （1）老人控除対象配偶者（70歳以上の控除対象配偶者）又は老人扶養親族（70歳以上の扶養親族）1人につき10万円
- （2）特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）1人につき25万円

【配偶者及び扶養義務者の所得の場合】

（単位：円）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	7,388,000

扶養親族等が2人以上のときは、上記の金額に、次の額を加算した額

- （1）老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

- ⑥ 居住する市町村に人工透析療法を実施する医療機関がある場合にあっても、次のア～カのいずれかに該当する方。

- ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多いため受診できない方
- イ 当初受診した医療機関に継続して通院が必要な方
- ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析療法が必要な方
- エ 就業等の都合により、居住する市町村の医療機関で受診できない方
- オ 居住する市町村内に更生医療の指定を受けた医療機関がない方
- カ 市町村合併により、受診する医療機関が居住市町村内の医療機関となった方（合併が行われた日の属する年度を含めて、6か年度の期間に限る。）

※補助の単価及び率については、裏面を参照ください。

令和5年度の補助（令和5年3月通院分から）については、昨年度同様の補助単価及び補助率です。

※補助の対象となる期間は、前期が令和5年3月から令和5年8月までの6か月間、後期が令和5年9月から令和6年2月までの6か月間となります。

くわしくは、各総合振興局又は振興局保健環境部社会福祉課  
または、お住まいの市町村の福祉担当課におたずねください。

## 腎臓機能障がい者通院交通費補助金

令和5年度の補助（令和5年3月通院分から）について、補助単価及び補助率は、以下のとおりです。

### ① 補助単価

距離区分	補助単価(片道)
25kmまで	150円
25kmを超えて50kmまで	350円
50kmを超えて75kmまで	610円
75kmを超えて100kmまで	800円
100kmを超えて125kmまで	1,130円
125kmを超えて150kmまで	1,280円
150kmを超えて175kmまで	1,470円
175kmを超えて200kmまで	1,680円
200kmを超えて225kmまで	2,020円
225kmを超えて250kmまで	2,200円
250kmを超えて275kmまで	2,380円
275kmを超えて300kmまで	2,540円

### ② 補助率

#### (1) 所得税非課税世帯に属する方

補助基本額	補助率
8,400円以下	0
8,400円を超える	10/10

#### (2) 所得税課税世帯に属する方

補助基本額	補助率
10,000円以下	0
10,000円を超え30,000円以下	1/2
30,000円を超え50,000円以下 (ただし、前年所得が21,001円以上の場合)	10/10 (2/3)
50,000円を超える	10/10

### ③ 補助単価・補助率で計算した場合（月13回の通院）

#### (1) 所得税非課税世帯に属する方

距離区分(片道)	補助金額(6ヶ月分)
25kmまで	0円
25kmを超えて50kmまで	4,200円
50kmを超えて75kmまで	44,760円
75kmを超えて100kmまで	74,400円
100kmを超えて125kmまで	125,880円

#### (2) 所得税課税世帯に属する方

距離区分(片道)	補助金額(6ヶ月分)
25kmまで	0円
25kmを超えて50kmまで	0円
50kmを超えて75kmまで	17,580円
75kmを超えて100kmまで	32,400円
100kmを超えて125kmまで	58,140円

留意～申請の際はご自分の補助金額を確認の上、通院証明書（医療機関によっては、証明書作成料金を請求されます）を取得されますようお願い申し上げます。